

**平成 26 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**令和 3 年 11 月
和歌山県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 27 年 7 月 2 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 26 年度実施分)
- ・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 27 年度実施分)
- ・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 28 年度実施分)
- ・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 29 年度実施分)
- ・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 30 年度実施分)
- ・令和 3 年 1 月 和歌山県医療審議会において報告 (令和元年度実施分)
- ・令和 3 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 2 年度実施分)

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

2. 目標の達成状況

平成26年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■和歌山県全体（目標と計画期間）

① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

在宅の患者を訪問診療する医師など在宅医療従事者の確保や容体急変時の入院対応等を行う体制の整備など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅医療提供体制の構築を目標とする。

② 計画期間

平成26年度～令和3年度

□和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

1) 目標の達成状況

<平成26年度>

- 在宅医療従事者の確保については、理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修、歯科衛生士の養成段階から在宅歯科治療の技術を修得するための機器を整備するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。一方、在宅医療調整支援事業やかかりつけ医の育成事業等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、地域の関係者との協議、調整を綿密に行ったものの、窓口設置や推進協議会設置などの目標は達成できなかった。

<平成27年度>

- 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、在宅医療調整支援事業や在宅医療推

進協議会等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、在宅医療提供体制検討委員会を設置し、地域の関係者との協議、調整を行いつつ、窓口設置や推進協議会設置などを着実に進めることができた。なお、平成27年度の未設置箇所でも平成28年度中に設置が予定され、全県的な在宅医療提供体制の構築に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

<平成28年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 全医療圏において、在宅医療サポートセンター設置が完了し、全県的な在宅医療提供体制の構築と強化に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

- ・ 在宅医療等様々な医療需要に対する適切な医療を提供する体制を支える医療従事者の確保と質の向上については、平成27・28年度基金事業と併せて実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

<平成29年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や医療従事者の研修を実施するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備についても推進することができた。

- ・ 上記のほか、医療従事者の確保と質の向上については、平成27～29年度基金事業と一体的に事業を実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

<平成30年度>

- ・ 居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27、28及び30年度基金事業と併せて実施し、前年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を推進することができた。
- ・ 医療従事者の確保に関する事業については、産科医や臨床研修医の確保、潜

在看護職員の再就業などを通じ、地域における医療提供体制の強化・提供サービスの質の向上に結びついている。

<令和元年度>

- ・医療従事者の確保に関する事業については、平成27年度から令和元年度基金事業と併せて実施し、産科医の処遇改善や、潜在看護師の復職支援、看護教育の充実などにより、医療従事者の確保を図っている。

<令和2年度>

- ・居宅等における医療の提供に関する事業については、平成28年度から令和2年度基金事業と併せて実施し、医療的ケア児等の支援者育成を図っている。
- ・医療従事者の確保に関する事業については、看護師等の養成や潜在看護師の再就業支援、産科医の処遇改善などにより、医療提供体制の維持を支援した。

2) 見解

- ・在宅医療については、全県内での在宅医療サポートセンターの設置が完了し、在宅医療提供に係る体制は構築できたと考える。在宅医療サービスを提供する医療従事者の育成及び質の向上に係る事業を今後も継続的に実施し、在宅医療提供体制のさらなる強化を図る必要がある。
- ・医療従事者の確保については、地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところである。しかしながら、医師の地域偏在や看護職員不足等の問題は解消には至っていない。

3) 改善の方向性

適切な医療サービスを提供できる質の高い医療従事者を継続的に確保することから、今後も基金を活用し、さらなる医療従事者の確保及び提供サービスの質の向上に取り組んでいく。

4) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■区域ごとの目標と計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における目標と計画期間は、和歌山県全体と同じ。

□区域ごとの達成状況

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における達成状況は、和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況（医療分）

平成26年度和歌山県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 23,990千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成26年12月補正予算成立後～令和4年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>【平成30年度まで】 医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる医療連携体制の整備が必要。</p> <p>【令和元年度以降】 医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。</p> <p>アウトカム指標： 【平成30年度まで】 平成30年度末までに医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合を増加（現状40%弱→50%） 【令和元年度以降】 医療的ケア児等の協議の場（県下9か所）に医療的ケア児等コーディネーターを配置する。 0人（令和元年度）→9人（令和5年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>【平成30年度まで】 重症心身障害児者等の支援に対してノウハウがある法人に事業を委託し、医療の専門的な知識を有する専任の看護師等が以下の活動を実施。</p> <p>① 在宅で生活する医療的ケアが必要な対象者の具体的な支援方法を関係者で共有・役割分担を行うチームを形成し、支援を実施。</p> <p>② 連携会議や人材育成のための研修会を実施。</p> <p>【平成27年度以降実施】 在宅の障害児者が身近な地域でリハビリ・相談を受けられる体制づくりを行っていく。地域での障害児者支援にノウハウを持った法人に事業委託し、以下の活動を実施。</p> <p>① 専門家によるチームが家庭や施設等を訪問。各種リハビリ・相談支援、関係者への技術指導を実施。</p> <p>② 市町村保健師と連携。早期発見・早期療育に取り組む。</p>	

	<p>地域の関係者を対象にした研修会の実施。</p> <p>【令和元年度以降】</p> <p>医療的ケアが必要な障害児者や重症心身障害児者が地域で在宅医療を受けながら安心して生活できるよう、医療、保健、障害福祉、保育、教育の関係機関が連携を図るための体制を整備するとともに、支援に従事する者及び支援をコーディネートする者を養成するために、医療的ケアの基礎知識や支援の総合調整に係る研修を、支援にノウハウがある法人に委託して実施。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>【平成 30 年度まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施 ・有田・日高圏域で重症心身障害児者等の在宅医療支援に関する検討会を設立 <p>【令和元年度から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施 ・県及び各圏域に、関係機関が連携を図り、重症心身障害児者等の在宅生活を支援するための協議の場を設置する ・医療的ケア児等を支援する者と支援をコーディネートする者を、合計年 100 人養成する
アウトプット指標（達成値）	<p>【平成 30 年度】</p> <p>施設支援一般指導 5,334 回</p> <p>有田・日高圏域における検討会は、平成 28 年度に設立済み</p> <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等に関する協議の場を、県及び 8 圏域全てに設置 ・医療的ケア児等の支援者、コーディネーター 42 人養成 ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 4,767 回
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合 約 40%</p> <p>【令和 2 年度】</p> <p>協議の場への医療的ケア児等コーディネーター配置 1 人</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療的ケア児等の支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において、基幹病院から退院してくる医療的ケア児等の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修実施について、医療的ケア児等への関わりの深い法人へ委託することにより、講師の確保等において効率的に事業を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】 潜在看護職員復職支援研修の拡充	【総事業費】 23,387 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）	
事業の期間	平成 26 年 12 月補正予算成立後～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 潜在看護職員数の年間再就業数 20 人	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> 潜在看護職員復職支援研修の実地研修機関を拡大する。 医療機関だけでなく訪問看護ステーションへ実地研修の場を拡大する。 サテライトの利用によりエリアを拡大し受け入れ研修機関数を増やす。 研修内容に高機能シミュレーターを用い、より実践的な研修で復職への自信につなげる。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	《研修受講人数》 平成 26 年度 30 人、平成 27 年度 50 人、平成 28 年度 50 人、平成 29 年度以降 20 人／年 《復職就業人数》 平成 26 年度 15 人、平成 27 年度 25 人、平成 28 年度 25 人、平成 29 年度以降 10 人／年	
アウトプット指標（達成値）	【研修受講人数】 (H26) 15 人、(H27) 24 人、(H28) 16 人、(H29) 12 人、 (R01) 15 人、(R02) 16 人 【研修受講者のうち、復職就業人数】 (H26) 13 人、(H27) 11 人、(H28) 10 人、(H29) 8 人 (R01) 10 人、(R02) 12 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業数 78 人（令和 2 年度） うち、潜在看護職員復職支援研修受講者の再就業者数 12 人 （1）事業の有効性 看護職有資格者に対する復職支援を行うことで、県内看護職員の充足に寄与できた。 （2）事業の効率性 看護職員育成のノウハウを持つ団体に委託することで、講師や研修施設の確保に要する経費を抑えることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【NO. 22】 看護職員の復職支援強化・就業促進	【総事業費】 13,003 千円		
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域			
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）			
事業の期間	平成 26 年 12 月補正予算成立後～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。			
	アウトカム指標： 潜在職員の年間再就業数 20 人			
事業の内容（当初計画）	和歌山市内・紀北地域・紀南地域にナースセンターサテライトを設置 ① e ナースセンターと連動したシステムの構築 ② セカンドキャリア活用した就労相談、復職支援の実施 ③ 病院、看護養成所との連携を深め、届け出登録の周知の徹底を図る			
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の就労状況を把握する。 潜在看護職員の再就労につなげる。 相談件数 各年度 50 件 			
アウトプット指標（達成値）		ナースセンターサテライト設置	就労相談 復職支援	再就業
	H26	和歌山市内 11 回、 紀北地域 11 回、紀南地域 11 回	19 人	
	H27	和歌山市内 36 回、 紀北地域 36 回、紀南地域 33 回	72 人	26 人
	H28	和歌山市内 47 回、 紀北地域 43 回、紀南地域 46 回	101 人	37 人
	H29	和歌山市内 23 回、紀南地域 24 回	66 人	30 人
	H30	和歌山市内 24 回、紀南地域 24 回	40 人	24 人
	R01	和歌山市内 24 回、紀南地域 21 回	45 人	23 人
	R02	和歌山市内 23 回、紀南地域 22 回	27 人	17 人
	事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業数 78 人（令和 2 年度） うち、ナースセンターサテライトによる復職支援の年間再就業数 17 人		

	<p>(1) 事業の有効性 看護職員の復職・就業の相談窓口をサテライトで設けることで、復職・就業の支援が強化され、県内看護職員の充足に寄与できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 ハローワークと連携することで、県内各地での就業相談をより少ない経費で実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.25】 産科医等確保支援	【総事業費】 396,227千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	病院、診療所、助産所	
事業の期間	平成26年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	産科医の離職を防止し、県内産科医療体制を堅持するため、処遇改善に係る支援が必要。 アウトカム指標： 支援医療機関数 22 箇所からの箇所数増。 <平成29年度以降> ・手当支給者数 各年度 90 人 ・手当支給施設数 19 施設 (H29)、21 施設 (H30)、 22 施設 (R1)、23 施設 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	分娩を取り扱う病院、診療所、助産所を対象に、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当の補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医師支援実施施設への補助数 23 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	医師支援実施施設への補助数 平成26年度 20 箇所、平成27年度 23 箇所、 平成28年度 19 箇所、平成29年度 22 箇所、 令和元年度 20 箇所、令和2年度 20 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 手当支給者数 126 人 (令和2年度) 手当支給施設数 20 箇所 (令和2年度) (1) 事業の有効性 医師支援実施施設に対し、分娩手当等を支援し産科医の処遇改善を図ることで、産科医師数の減少は食い止めることができた。 (2) 事業の効率性 分娩手当等を補助することにより、産科医の処遇改善を効率的に図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.28】 看護職員養成強化対策	【総事業費】 543,262千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成26年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる看護職員数の確保が必要。	
	アウトカム指標： 補助を行う看護師等養成所の卒業者数 120人（各年度）	
事業の内容（当初計画）	看護教育の充実及び運営の適正化を図るため、民間立の看護師等養成所の運営に対する補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・補助を行う看護師等養成所数 3施設	
アウトプット指標（達成値）	補助を行った看護師養成所 (H28) 3施設、(H29) 3施設、(R01) 3施設、(R02) 3施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 補助を行った看護師等養成所 (H28)生徒数352人、卒業者数104人、 (H29)生徒数344人、卒業者数98人 (R01)生徒数308人、卒業者数96人 (R02)生徒数315人、卒業者数99人	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営に対する補助を行い、看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 へき地における重点支援や県内就業率・国家試験合格率等による調整率を設け、重点的に配分することで、効率的な看護職員の養成を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 看護教育・研修	【総事業費】 8,547千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）	
事業の期間	平成26年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。	
	アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 (H26) 13,820人 → (R2) 15,255人	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・養成力強化，指導力強化，就業促進，専門研修を実施。 ・看護職員の資質向上を図ることにより社会のニーズに即応した質の高い看護を県民に提供する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護教員研修 受講者 100名（延べ人数） ・実習指導者講習会 受講者 30名（実人数） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護教員研修 1回開催 ・実習指導者講習会 （実施せず） 	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 【看護教員研修 受講者】（延べ人数） (H28)123名、(H29)74名、(R01)96名、(R02)26人	
	<p>実習指導者講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。</p> <p>(1) 事業の有効性 看護教員研修の実施により、看護職員の養成力及び指導力強化を図っており、国家試験合格率も全国平均を上回った。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修場所を県看護研修センター1カ所とすることで、コストが低減され、研修を効率的に実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 39】 医療勤務環境改善推進	【総事業費】 16,108 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県病院協会）	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内において適切な医療を提供するため、医療機関の勤務環境改善を通じ、医療従事者の定着・確保が必要。</p> <p>アウトカム指標： センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3</p>	
事業の内容（当初計画）	医療機関内での勤務環境整備を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関のニーズに応じた支援を実施するための医療勤務環境改善支援センターを運営する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣回数 2 回 ・ 研修会開催回数 1 回 	
アウトプット指標（達成値）	<p>【専門家派遣回数】 (H29)0 回、(H30)3 回、(R01)5 回、(R02)1 回</p> <p>【研修会開催回数】 (H29)1 回、(H30)2 回、(R01)2 回、(R02)1 回(書面開催)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった（アドバイザー事業中止のため）</p> <p>(1) 事業の有効性 県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。なお、医療経営アドバイザー事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>(2) 事業の効率性 労働局が実施する医療労務管理相談コーナーをセンター内に設置することで、効率的に相談体制を整備することができた。また、ほとんどの県内病院が加入する県病院協会に事業を委託することで、勤務環境改善に取り組む医療機関の進捗状況を随時把握し、事業を効率的に実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 45】 産科医師当直応援	【総事業費】 9,402 千円
事業の対象となる区域	和歌山	
事業の実施主体	和歌山県立医科大学附属病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医大総合周産期母子医療センターの産科医の負担軽減と、高度医療を提供する周産期医療体制の堅持が必要。</p> <p>アウトカム指標： 開業医等による医大への当直応援回数 44 回（平成 28 年度） → 48 回（令和 2 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	分娩の取扱をやめた開業医等が医大総合周産期母子医療センターの当直業務に入る際の経費（人件費）を補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	医大へ当直応援を行う開業医 4 名	
アウトプット指標（達成値）	開業医等の医大へ当直応援回数 (H30) 4 回/月、(R01) 3.25 回/月、(R02) 1 回/月	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 開業医の当直応援回数 12 回（令和 2 年度）</p> <p>(1) 事業の有効性 応援医師の高齢化等により当初予定していた回数の応援を得ることができなかった。回数は少なかったものの、医大総合周産期母子医療センターの診療体制強化に寄与し、県全体の周産期医療体制の堅持に一定の役割を果たした。</p> <p>(2) 事業の効率性 開業医が医大総合周産期母子医療センターの当直に応援に入ることで、センター産科医の当直回数が少なくなり、センター産科医の負担を軽減することができた。</p>	
その他		